

近世丹波馬路村における「両苗郷士」の存在形態(一)

岡 本 幸 雄

は し が き

この小論は、近世丹波国南桑田郡馬路村における「両苗郷士」の存在形態を考察し、もつて近世における郷士研究の一資料に供しようとするものである。

ところで、丹波国馬路村は、慶応四年正月西園寺公望が薩長の兵を従え山陰鎮撫に当ります赴いた地である。この時この地の郷士人見、中川両苗一族が公を迎え、公の軍役に直接奉仕し或は丹波・船井両郡の治安、いわゆる弓箭組の叫合等のその掌に当り、公の山陰鎮撫に少なからぬ功績を立てたことは周知されているよう。このような丹波馬路村における両苗郷士の明治維新において果たした役割とその意義については次の機会にゆづり、本稿では、こうした両苗郷士の近世における存在形態、ここでは特に彼等両苗郷士が近世にあつては郷士集団仲間をつくり、仲間の組織と仲間が遵守すべき種々な規約を設けていた点を明らかにし、また対領主関係における両苗郷士の存在、特に領主権力に対する彼等の存在が従来考えられていた郷士の存在とは異なる形態をとり注目せられる点の存すること等について述べてみようとするものである。

註 丹波国南桑田郡馬路村、(現在亀岡市馬路町)は、亀山(亀岡)の北方約一里大堰川東岸に接続せる平地にあり、近世初期(元祿十一年迄)は、村高千五百石七斗三升(此反別、百拾壹町三反九畝貳拾八歩貳厘)、元祿十一年以降明治まで村高千五百貳拾石九斗三升(元祿十一年、山年貢十九石二斗本高編入による)であり、村人口は、宝歴十二年一、二五二人、安永三年一、三二六人、同九年一、三三二人、天明六年一、二四一人、寛政四年一、二〇〇人、同一〇年一、一九五人、文化元年一、一九五人、慶応四年一、三三九人とあり、近世村落としては、かなり大規模な村落であった。この村の近世における所領関係は、元和年八月より元祿十一年五月まで、幕府直領であり順次五味金右衛門、鈴木伊兵衛、小堀仁右衛門等の幕府代官の支配するところであったが、元祿十一年五月に江戸旗本杉浦内蔵允出雲守の知行地とせられ、明治維新に及んだものである。ところで、本稿での考察は、主としてこの旗本杉浦氏知行地時代におけるそれであることをまづもっておことわりしておかねばならない。なお本稿に利用せる資料は、現亀岡市馬路町住吉、人見惣一氏所蔵の文書である。文書利用の便を与えて下された同氏に対し深く謝意を表しておきたい。

一、両苗郷士の由緒

此処にいう両苗とは、人見、中川両姓一族を指している。これら両姓のものが夫々いかなる由緒をもち、また当地に何時の時代より住居せしものか、その真実を確証するに足る資料は充分に存しない。しかし近世中期その後における両姓の「由緒書」、その他文書の断片よりこれを窺えば、人見一族は「人皇三十一代敏達天皇四代左大臣橘諸兄」を、中川一族は「清和源氏新羅三郎第五男子中川刑部太夫」を夫々の祖とし共にその由緒の古さを誇っている。ところで、これら両姓の馬路居住は何時頃であるのかこの点詳ではないが、人見氏の場合その由緒書に、「当国北山中郷之義者、人皇五十代桓武天皇之御宇從延暦年中(七八二)被為在御遷都、禁裏御拙料被為在御

定、大嘗会御用之竹木調進相勤申来り候」、「同六十二代村上天皇之御宇天徳四庚申年（九六〇）、内裏炎上御造營之節、市之允頭取仕竹を流し候、是大井川筏之始ニ而御座候」、「四条院之御宇長和三甲寅年（一〇一四）、内裏炎上之節、北山郷中江御用被仰付、材木御用相勤申候」等の文書、或は明治八年京都府権知事代理宛の「式内月読神社御取調ニ付奉差上口上書」に「万事不詳、社先祖人見次郎貞村（二十三代）江北条相模守時頼ヨリ当社ノ守護申附ラレ、当今迄運綿守護仕候」文書より窺い得るように、人見氏は鎌倉時代或はそれ以前すでに古く馬路に住居していたものと考えられる。これに對し中川氏の場合は、「中沢根源記」によれば、「正中二乙丑（一三三五）秋、東山道中川の城主たりとて、源重光と名乗り、当国に落来り、当村の長家辻甚五郎是をかくまひ置也、其後正慶歲年（一三三三）に足利尊氏公当国篠村にて武浪を召たまふ時、中川祿左衛門尉重光と名乗り、尊氏公の御前に出仕す、即ち丹州舟井の感状を賜はり馬路村に住す。」とあるが、由緒書によると「中川刑部太夫儀、美濃国安八郡中川庄居城其時六郡ヲ領ス、其後十九代右近清權少ノ將、永祿四年辛酉五月（一五六一）織田信長之為ニ落城、右近清權少將嫡子中務太夫共々自殺、其子二男四郎、三男五郎、叔父越中守ト上落ス、同年美濃落城之砌、中川五郎、同越中守丹波馬路落住居罷在」云々とあつて、何れをとるべきか知り得ないが、室町時代末すでに当地に住していたものと考えられる。以上の如く両姓の丹波馬路居住は中世乃至中世末に遡つて窺えるのであり、そしてこれら両姓は何時の時代よりかその後累生婚姻を通じ血縁的結合を深め今日に至つたものである。

ところで、馬路に居住して以来秀吉或は家康の天下統一、近世封建体制確立に至る間にあつて、両姓は馬路郷におけるいわば在地土豪として、常に時の政權、或は領主の軍役に奉仕し、各地戦後に参加したものであつた。人見氏の場合、足利尊氏の丹波滞陣、丹波における土豪叫合に際しては、尊氏の下に馳参じ「軍巧数度ニ附御感

状等」をうけ、尊氏丹波發向の時（正平六年（一三五六））「当国郷土御招之節、触頭を被仰附」れたとあり、また中川氏の場合も前掲「中沢根源記」によれば同様感状をもらつたことになっている。或はまた人見氏は永正八年（一五一一）細川高国の軍役を勤めており、また天正四年（一五七六）には織田信長、信孝に奉仕し、天正十年豊臣秀吉の天下統一、大阪城築城に際しては、「御用相勤北山郷村々ヨリ材木川出シ、保津村、山本村、嵯峨、梅津植郷之者伐取次手配等相勤」、「文祿元（一五九二）年七月十六日加藤主計頭ニ相随朝鮮征伐」に参加したとされており、中川氏は永祿六年（一五六三）六月十日「將軍足利義輝公之命ニ依而、丹波国船井郡給、御印書外ニ御太刀拝領」、「其後依義輝公之命、所司代井寺社奉行相勤候事」、「同八年五月十九日將軍義輝御生害、其後二代依義昭公之命ニ、中川八郎右衛門尉織田信長公ニ従軍」、「同十年信長公黒母衣十人衆被仰付、安土之城代相勤候事」、「同十二年八月二十八日、伊勢国大河内城責之砌、中川八郎右衛門出陣」、「元龜二年（一五七一）八月、佐久間右衛門尉、中川八郎右衛門尉、柴田修理之進、丹羽五郎右衛門尉右四人、浅井之持城新村之城を責落ス」、「將軍義昭公御没落之後、中川八郎右衛門尉丹波馬路江退き住居仕候」、「天正十年（一五八二）明智日向守本能寺合戦之砌、従軍父兄之讎を報ス」とされている。以上の両姓の由緒が個々についてどの程度信憑性をもつかは今知れないが、両姓は馬路郷における在地土豪として、しかも時の政変軍役のめまぐるしい時代に巧に対処して、両姓一族の安泰を期し來つたものであった。

周知の如く、丹波国は守護仁木、山名を経て、細川頼元入国（明徳三年（一三九二）以降その子孫の世襲するところとなり、数多の土豪は、その勢力下におかれて來たが、しかし応仁・文明の乱（一四六七）後、守護細川氏の勢力は、下剋上の風潮とともに失墜し、代つて丹波土豪の筆頭たる波多野氏が、郷村土豪を服従せしめ丹波一円を統一する

勢となった。しかし、織田信長の命による明智光秀の丹波平定（天正七年七月一五七九）によって、波多野氏は滅亡され、また光秀に抵抗した土豪、寺社も没落をみたものであった。このような争乱にあつて、両姓土豪がどのような行動をとつたか充分知れないが、しかし、中川氏の場合永祿十二年（一五六九）すでに光秀と交りをもっており、天正十年の本能寺の変には光秀に従軍したとあるから、光秀の丹波平定にあつては、光秀の勢力下に参加軍役奉仕を行つたものと考えられる。

凡そ以上の如く、人見、中川両姓一族は、すでに古く中世乃至中世末頃より馬路に居住し、かつ在地土豪、地侍として郷村の領主的支配を行つていたものとみうけられる。しかし、光秀の滅亡（山崎の合戦）後、豊臣秀吉の治めるところとなるが、秀吉による兵農分離、檢地政策によつて、丹波における土豪、地侍の領主的郷村支配は完全に排除せられ、これら多くの者は、本百姓として農民の身分に固定せられたが如く、人見、中川両姓もまたその例外ではなかった。勿論多くの土豪地侍が農民としての身分に固定せられたとはいへ、従来からの郷村における支配力の強さは、新しい他の同じ本百姓を従来の主従隷属の支配関係におこうとし、或は彼等は機会あらば領主権力と結びつき上昇の途を求めることに腐心していたことは想像に難くない。しかし、秀吉はこのような彼等の野心を完全に封じるとともに、他方では、これら土豪、地侍の在地勢力を利用し或はその郷村における特権を認め、苗字帯刀を許し、朱印状を与えて「夫役御免」とするような懷柔策をもつたものであった。人見氏の「大阪城御譜請之節、御用相勤、北山郷村々ヨリ材木川出シ―箴取次手配等相勤―太閤秀吉公御書翰等今ニ預リ取持仕候」、また文祿年代「人見又之進義、当国馬路村ニ住居仕、川筋御運上木改御所預リ、夫より数代相勤来リ候」とあるのは、土豪、地侍人見氏に与えられた特権の一つを示すものであろう。秀吉の丹波檢地（天正十年一五八二）

に際し、人見、中川両姓が「馬路郷之義、両苗屋敷地往古御制外之地、御検地之義者、御断申上候処、無地高百石可差出旨被仰出御請仕候」とあつて、両姓一族の屋敷地が「赦免屋敷地」となり、その代り無地高百石を出すとなしたのも両姓に与えられた特権の一つであつたと解されよう。

二、両苗郷士の仲間組織と規約

右にみた如き由緒をもつ地侍人見、中川両姓は、秀吉の天下統一、近世的封建体制の確立過程において、身分的経済的には或程度の特権を附与せられた本百姓となつたものであるが、こうした由緒、特権をもつ本百姓は、郷村にあつて同時期に新しく創設せられた他の本百姓とは、おのずから身分的には同質化し得ない觀念を極めて濃厚にもつていたことは当然想像され得る。しかして、このような由緒、特権をもつ農民に地侍の觀念が・丹波における「弓者連中」に「地侍連合」を成立せしめる一つの大きな理由であつたことは、関順也氏によつてすでに明らかにされているところである。(同氏「丹波の郷士仲間「弓者連中」について」『社会経済史学』第十九卷、二・三号)すなわち、氏によれば「弓者連中」とは、『身分的には本百姓に零落した数多の地侍が、「先祖の勲功」を誇り、「旧家連綿の家」たる自覺の下に会合団結した』ものであり、その目的は『平百姓に対しては、特権階級たるの誇示であると共に、領主に対しては、地侍としての示威であつた』とされている。人見、中川両姓の者もまたこの地侍連合、弓者連中の一人であつたことはいふまでもない。このように両姓の者は、丹波一円における地侍連合、弓者連中の一員として、郷村或は平百姓に対する身分的地位の優位性を誇つていたものであるが、それと同時に注目さるべきは、彼等は両姓一族の間において「両苗仲間」「帶刀仲間」の郷士集団を組織し、彼等仲間、集団一統が遵守すべき規約を定めて、

郷村における両姓一族の結束を固め、彼等の權威、身分的地位の保持に主として努めていたものであった。両苗一族の仲間組織、その規約の成文化が何時の時代より行われたものであるか、今はこれを明らかにすることが出来ないが、近世中期以降旗本杉浦領時代における残存關係文書によってみれば、近世中期以降凡そ次のような形においてなされていた。

(1) 仲間組織——宝暦十三年（一七六三）十月の「郷士中示合之事」の条項の中に、

一、惣代年番者、有心得人順番ニ而相勤候事

一、寄合衆者、中老之内ニ而村役人を除き、筆算之修練茂有之実底之人七人、地方切者兩人、坊人壱人宛撰之、年高順番ニ而可相勤事

一、諸評儀者、寄合衆相談之上、六老衆江も申達取斗ひ可仕候、若右人数ニ而難相濟儀者、其余五七人茂相招評儀決定可在候事

一、御印物并古証等者、寄合衆之内年番預り但鍵は両メニシテ、両家大老之預り可為候事

一、勘定之儀者、寄合衆立会ニ而いたし、其趣六老衆江茂申達し可申候、賄方は年番ニ而可相勤候事

とある。宝暦十三年十月「馬路村郷士人数連判帳」によれば、両姓郷士四十一人（内人見姓三十二名、中川姓七名）を数えることが出来るが、この両苗仲間においては、右によつて知られるように、まず對外的に両苗を代表する「惣代」がおかれ、また對内外的な諸諸の事柄をはかる評議機関として、「寄合衆」十人がおかれ、その上に顧問格たる「六老衆」がおかれていた。両苗惣代は両苗より「有心得人」をそれぞれ一名宛二名が選ばれたものであるが、「寄合衆」は中老の者のうち、村役人となつている者を除いた者の年順をもつて選ばれ、また「六老

衆」は「一薦」とも称せられ、「第一席」の年長者大老の者から選ばれたものであり、この「六老衆」が実は両苗仲間を内部的に統率する最高の機関であり、実権者であった。なお両苗郷土仲間の数は、宝暦十三年四一名(人見二四名、中川一七名)、明和六年四一名(人見二五名、中川一六名)、同七年四一名(人見二五名、中川一六名)、文化六年六一名(人見三〇名、中川三二名)、文政三年四五名(人見二三名、中川二三名)、慶応三年六四名存したことを数えることが出来る。以上のような仲間組織をもった両苗郷土の仲間として遵守すべき規約は、一体どのような内容のものであったか、次にこの点についてみよう。

(四) 仲間規約——前記宝暦十三年「郷土中示合之事」によれば、次のような諸条項が規約されている。

一、致帯刀候ニ付、奢りがましき儀無之様ニ心得、随分儉約第一ニいたし、農業無惰怠可申候事

一、郷土不相応之格別賤き馬奴或辻売或桶屋、疊屋、左官、大工、紺屋之類へ堅致間敷候事

このような宝暦十三年の規約と同様のものが、文化六年の「郷土中示合書付」に「古来之書付也、此通堅相守可申事」として再録せられているが、この書付には更に次のような条項が規約せられている。

一、第一博奕諸勝負堅禁制之事

一、米売買之儀は堅相成不申候、是者別而身上減却之基ニ候間、少々之事ニ而茂堅無用之事

一、参会所的之節、賭衣惣内乙矢しき己有来之通、其外さし内口内堅無用之事

一、郷土仲間之衆中馬を追京道へ罷出候義、并芝居之荷物送り向いニ罷出候儀堅無用之事

但し津出し其外運ひ山之儀者格別之事

一、会立辻売等堅無用之事、一大工、一桶屋、一、疊屋、一左官、一鍛冶、一紺屋、右之類内職ニ茂仕候儀

堅相成不申候事

- 一、人之妻女娘者勿論後家たり共、密夫之儀相聞候へ、一同評議之上名跡を刎可申事
- 一、不限老若打寄出錢いたし酒膳候儀堅無用、夜分者手習算盤之稽古随分可仕事
- 一、明神參麻上下着用之事、一、両苗中葬送之節麻上下紋付之衣裳着用之事、一、坊人中十徳着用可申事
- 一、養子嫁取遣シ候節、親類書取之、六人一薦に届ケ可申事
- 一、養子貰ひ候年、山口前ニ衆座付名前年書付、白米一升相添へ人見者伝右衛門、中川者藤四郎江差出し可申事

- 一、名前印形無之衆中茂、一同申合之儀ニ候者後々未代同様承知可在之事

誓約文

- 一、郷士中此以後互ニ随分無廉忽様可申合候、その心得違ニ而、不顧一同相談之儀ヲ、却而一己之立身利慾心掛け申間敷事

- 一、申合之件々堅相守可申事

- 右之趣於相背者、可奉蒙伊勢両宮、愛宕大権現、殊ニ産砂明神并人見中川両祖靈之御罰者也、仍而神文如件
- 文化六年 月 日

両苗六十一名連印

右にみる如く、凡そ両苗仲間の遵守すべき規約は、古規墨守新儀停止の思想、更には両苗仲間の苗字帯刀郷士身分としての分限思想に立脚したものであるが、このような思想を根底とした規約を設け、両苗仲間自からを規

制することによって、郷村におけるの両苗仲間の身分上の權威地位を保持し高めようとしたものである。

ところで、奢侈禁止儉約第一、教養のための手習算盤稽古の奨励、農業專一、内職（賤業）米商売の制限禁止、博奕諸勝負の禁制、立身利慾の禁止、密夫不道德の嚴禁、養子嫁取の届出義務等の諸規約のなかにおいて、両苗仲間の最も重要視され遵守を強要されていたものは、仲間の血縁關係にかかわる事項であつた。密夫不道德に對しては、「一同評議之上、名跡を刎可申事」の嚴罰が規約されているが、両苗仲間の養子嫁取については、由緒、分限相應の取組をその前提とし、それ以外の特に平百姓との縁組は嚴禁されており、こうした点の嚴守を徹底させるために、左の如く縁組を主内容とした「人見一族定」なるものが別に設けられ、これが大伊勢講出席所（導養寺）に張紙として掲示されていた。

人見一族定
中川一族定

一、各々随分之作業を相助、猶又文筆を相嗜、行義正直にいたすべき事

一、平百姓と致縁組或者諸講を結、集會交親をいたす間敷事

一、都而古規に准じ万端紛乱無之様可得相心候、不寄何事新儀私之筋有之間敷事

右条々宜相守之、殊更養子嫁娶不埒之縁組有之候者、子孫迄之瑕きんに相成候間、急度其由緒を聞糺分限相應之取組をいたすべく候、万一非分之縁組有之候ハ、本人は勿論、其親類媒介人等も姓氏を削、平百姓同様たるべく候条、仍両姓中制書如件

安永四年五月六日

右の定には、両苗一族に対する作業、文筆の精勵、行儀作法、正直倫理の奨励、古規墨守、新儀私心の禁止等

の遵守規定をなしているが、それとともに右定の内容から明らかなように、仲間の縁組が特に問題とされている。此処では平百姓との縁組はもとより講を結んだり、集会、交親をなすことすら禁ぜられており、また縁組が由緒分限不相応であれば平百姓との縁組を指す、これを「不埒」「非分之縁組」として本人はいうまでもなく、その親類、媒介人をも人見・中川の「姓氏」を削り、平百姓同様に取扱うとの制裁をうけねばならなかったのである。また縁組は先に示した如く、これを「六老衆」「一萬」に届出る義務を絶対必要とされていたものであった。ところで、このように仲間の縁組、平百姓との縁組において、特に嚴重な定がなされているのは、いうまでもなく、身分的に賤しいとされる平百姓との婚姻による血縁的同化が、由緒連綿を誇る両苗一族、この故にこそ鄉村において、身分的優越性を誇り得ている彼等としては、その喪失化をもたらずと考えていたからに外ならない。

凡そ以上の如く、丹波馬路村における人見・中川両苗郷士は、遠く中世来より馬路に居住し、夫々由緒ある身分として存在したが、彼等は鄉村にあつて郷士集團の仲間組織をつくり、また主として鄉村における彼等の身分的地位の優越性を保持するための種々な仲間規約を設けていたものであった。しかしこのような両苗郷士の鄉村において誇り得た身分上の優越性も、商品貨幣經濟の發展とともに上昇したた一部平百姓との抗争によって、漸次その外角を崩されて行く向の存したことは統稿に論ずるところである。

註 両苗郷士の仲間組織と規約については以上のようなものであったが、なお両苗郷士の仲間、一族の行事として、春秋二回馬路村導養寺(虚空蔵)において、神事能、弓的の行事を行うことを最大の行事とされていた。また両苗一族には夫々祖靈社をもち、人見祖靈社は橘諸兄を、中川祖靈社は藤原鎌足、中川刑夫太夫源義重を祭り、例年祖靈祭祀の行事が行われている。こうした神事能、弓的の行われるにいたった時期、契機、意味などについては今後の研究にまたねばならない。

三、両苗郷士の対領主関係

すでに述べている如く、近世における馬路村の所領関係は、元禄十一年五月旗本杉浦氏の知行地となるまでは、幕府直領として幕府代官の支配をうけていた。こうした幕府直領時代における両苗郷士の対領主関係は殆んど判明せず、ただ「万治三子年(一六六〇)三月十三日五味備前守様へ侍分ト百姓共ト立分ケ之御印書頂戴仕」ったとあり、直領支配地において侍分¹郷士身分として容れられていた点を窺えるにすぎない。周知の如く徳川百ヶ条「遠国在の農家一様たりと雖、其村々所々ニ古来由緒ある長たる者あり、平百姓と同じて、同じからず云々」の一節に示されているように、この両苗の郷士身分は、もとよりその由緒に対し許されたものと考えられるが、また近世当初における両苗の川造、新田開発等の功績に対して許されたものとも考えられる。慶長二酉年(一五九七)に「初而川造仕、丹州奥川筋宇津郷之内高瀬、大棚、スベリ、水戸、堀戸、サルトヒ極々難所切開キ」とあり、また「寛永二丑年(一六二五)二月二日五味金右衛門尉様江御願申上、当住居今津村八拾五石七升七合之場所一村開発仕、御公儀様江上納仕則御印書頂戴仕」ったとあることによつて窺える。(南桑田郡誌 三二九―三五参照)

ところで、幕府直領時代における事情の判明しない今は、従つて旗本杉浦氏知行時代における対領主関係の問題に限らざるを得ないが、しかし近世中期(元禄十一年 一六九八)以降にとどまる問題であるとはいへ、商品貨幣経済の発展、封建領主の財政的窮迫によつて表象されるいわゆる封建的危機下における、しかもここでは大藩におけるそれではなく特に旗本領におけるしかも在地性に乏しい領主と郷士との関係、或は旗本領下における郷士の性格をみる上において一つの興味ある資料を示すものと考えられる。

馬路村が幕府代官小堀仁右衛門より旗本杉浦氏の知行地となつたのは元禄十一年五月のことであるが、この時杉浦氏は馬路村、出雲村、池尻村、小口村の馬路組四ヶ村（合高約二、一四九石）と大野村、中江村、辻村、下村、比賀江村、芹生村の山国六ヶ村（合高約一、一〇七石）を彼の支配地として与えられ、また少しく後れて永上郡十ヶ村（合高約二、三〇五石）を支配するに至っている。

ところで、杉浦氏が右の知行地支配に当りその当初において、両苗郷士の一部の者を登用し、これを地方役或は地方支配役（代官）に任じたものであった。杉浦氏の知行地となつて間もない享保年中には、すでに人見惣助（秀邑）なるものが五人扶持を与えられ、馬路組四ヶ村の地方支配役を命ぜられており、惣助の惣領人見団右衛門（邦昌）もまた知行百三十石を与えられ、元文年中より延享三年まで地方支配役を命ぜられたものであり、其の後この人見氏の直系が明治維新に至るまで地方役或は地方支配役をつとめたものである。杉浦氏のこのような両苗郷士の登用は、人見団右衛門にみられる如く「地方支配＝致具候様」と願つたことにあり、また杉浦氏の両苗郷士の在地勢力に対する一つの懷柔策であつたとみられるが、要するに、由緒あり在地勢力をもつ両苗郷士の一部を藩屏に組み入れ、これを利用することによって、自己の知行地支配の円滑を期しようとしたことは明らかである。このように杉浦氏は知行地支配に着いたその当初より、両苗郷士の一部の者を登用し直接自己の藩屏に組み入れ、知行地支配の円滑のためにこれを利用するにあつたが、また残る大部分の両苗郷士の者に対しては、漸次苗字帯刀の特権を与えたものである。

郷村における両苗郷士の帯刀御免は、資料の徴するところによれば、寛文頃より「町人・百姓帯刀御停止之御触」付、御上江対し奉り申上候程の功も御座なく候故、達而御願ひも不申上、帯刀暫慎罷在候故、断絶＝相成候」

とあつて、杉浦氏支配まで帯刀を慎み断絶していたとされている。しかしこうした無帯刀の郷士中に對し、右の人見田右衛門の願うところがあつて、杉浦氏より延享元年十二人、寛延二年六人、宝歴二年「次男株」の者二十三人が夫々帯刀御免の特権を与えられたものであつた。ところで、このような帯刀御免を改めて願つた郷士側或はこれを許可した杉浦氏との間には夫々違つた思惑が存したものである。前者の場合、郷村にあつては由緒を誇り身分的地位の優越性を誇示する上において、帯刀御免の特権を領主の公認と保証によつて願つたのに對し、後者の場合、帯刀御免の特権を公認保証することによつて、残る大部分の両苗郷士を利用するにあつた。前者はともかく、後者の立場からする帯刀御免の問題については、これは杉浦氏の知行地支配その当初における財政的事情との関聯において説明しておくことが必要である。このことは、領主側からみた両苗郷士の性格はどのようなものであつたかを窺ふことにもなる。

周知の如く、杉浦氏が知行地支配に着いた元祿時代は、すでに幕藩封建領主の財政的窮乏が覆うべくもない事実として漸く深刻化し、いわゆる封建的危機化への進行をみるに至つた時期である。こうした時期に際し一介の旗本にすぎない杉浦氏の財政は、丹波知行地支配のそ当初において、すでに窮迫せる状態に置かれていたことは容易に想像される。すなわちこの点は、知行地一円に對する貢租の過重化はいうに及ばず、享保年中の「地頭と郷士差廻出来候」一件にみられる如き、馬路村両苗の秀吉來の特権Ⅱ「赦免屋敷地」に對する貢租化への動きなど（この一件は、両苗惣代の公儀出願によつて、「双方御糺之上、於評定所、制外之地と被仰渡、事済ニ相成」つたものである。）の中に窺えるところであるが、元祿享保期を経て元文延享期においては、杉浦氏の財政的窮乏その極に達していたものであり、左の織田山城守（杉浦内蔵九出雲守の実弟）の郷士人見田右衛門に宛てた書翰の一節は、このこと

を如実に物語るものといえる。すなわち、

(前文略)、拙者事ハ次男ニ而家督ニ可相成者ニ而無之候処、兄出雲守壯年ニ而不幸実子無之ニ付、無是非家督ヲ預り候ニ付、致家督候節より何卒兄出雲守が心底ヲ継、領中家中之安緒之筋子孫永久ニ、公儀江之御奉公無滞相勤候様ニ致度、不戈之身ニ候得共、心底ニ此志有之候といへ共、人並ニ望り不自由難儀へ難成物ニ而心底ニ有之斗ニ而存、切なく年月を送り候、及御聞之通、数年不勝手故ニ当節世上並之儉約は相応ニ相用ひ候得共、領中家中之為メニ大名之格ヲはずし、身を引キ下ケ、或ハ一二千石之旗本中躰之取斗迄ニハ不致候、然ル処、不勝手年ヲ重、先達而より御聞かひよ之通、及大借ニ当夏ニ至り候而へ至而之手支、家中之扶助も滞、漸く領中之力ニ而今日迄カツカツニ歩ミ来候、(後文略)

人見岡右衛門殿

織田山城守 花押

とあるのがこれである。この書翰には、財政の窺乏に追い込まれながらもなおかつ大名の格にこだわるその矛盾した領主意識を示すに興味あるとともに、地頭杉浦氏の財政的窺乏の様相察するに余りあるものがある。そしてこうした領主杉浦氏の財政的窺乏の現状下において、右にみる如き両苗郷士全体の帯刀御免の公認が行われたものであった。このような事情から領主の両苗郷士への帯刀御免は、いわば旧族的な両苗の郷士身分を、領主として新しく交替してきた杉浦氏のいわゆる領主権力の中に彼等の身分を掌握するために、公認という形をとったものとも考えられるが、現実には次の様な点に意図が置かれていた。その一つは直接自己の藩屏に組み入れた一部の郷士の者は別として、残る両苗郷士に帯刀御免の特権を与え、村方の取治めに利用するとともに、当時

「地頭家来無_レ数」にみる如く杉浦氏家来の不足を補う意味をも有していた。その二つはこれこそ領主の意図する主なるものであったと考えられるが、帶刀御免の特権附与の代償として御用金調達を命じ、もつて財政窮乏の一つの打開策として考えられていたこと等である。これらの点は例えば宝歴二年杉浦氏家来の「馬路村郷土」に宛てた文書に、「郷土之内、御用に茂相立可申者、時節ニより被召仕候事茂可在之候、其節者罷出可相勤候」とあり、また「年番之者江乍少分御米被下置、御知行所御用茂順番相勤、一統御家来思召ニ候間、不行儀無之様、勿論御為第一ニ相心得、何連茂申合出情可仕」云々とあり、更にはまた宝歴十二年の「申渡」文書の中に、「其方共儀者、兼而郷土帶刀蒙免許、御家来も同前之儀、江戸ニ而も、百姓一統とは乍申、格段ニ思召候事ニ候、依之、御用向別段之御書附を以て被仰渡」云々とか、「取初帶刀御免之儀者、第一村方取治之ため、其上、不依何事御地頭御用向可相勤」云々等とあることによつて察知することが出来る。帶刀御免の公認が、主として右の第二の点に置かれていたと考えられる確証資料として、更に左の如き興味ある文書をみる事が出来る。やや長文ながら記して置きたい。

乍恐口上書

此度御用金被仰付、甚以難儀之段御願申上候得共、嚴重ニ被仰渡候ニ付、村方一統無抛御請申上候、然ル処、郷土之者共迎茂此度ハ御大切之御時節柄候間、別段ニ出情仕候而差上候様被仰渡候得共、困窮之者共甚難渋仕候段、御歎キ申上候得共、何分郷土之規模相立不申候而ハ相済不申候間、如何様共致勘弁調達可仕旨、数度無抛趣被仰渡得共、何を以調達可仕手立無御座、甚恐入罷在候内、日数相延不埒之段御呵被成下、右ニ

付乍少分金式拾両者工面可仕候得共、段々手を詰候上之儀此金之処へ出来不仕候段、再応御断申上候得共、是以御聞届無御座、又々被召出、五拾両者是非共御用達可申旨、艱敷被仰渡候故、乍難儀五拾両都合御請申上御済メ被下候処に、又々旧冬押詰候而被召出、今五拾両相増候様被仰聞、甚当惑仕候、前段申上候通、難渋之働仕候処、何分出方無御座候ニ付、此段御断申上、最初御請仕候金高五拾両、漸大晦日迄ニ相納メ申候仕合ニ御座候、然ル処、此度又々被召出被仰渡候御儀、甚々驚候、最早此と術斗無御座候間、御慈悲之上幾重ニも御捨免被成下候様奉願上候、以上

昭和三年正月

兩姓六人連印

御役人中様

尋書

一、いづれも帶刀相願候儀、如何相心得、相願候哉、此儀

一、帶刀いたし候訳、如何之儀ニ候哉、此儀

一、いづれも帶刀之ものへ、銘々不相願、可致帶刀訳ニ而致帶刀候間、御地頭之儀者、相背候而も、不苦儀と相心得候哉、此儀

一、「御上之御難儀を存、面々相願此度御用成丈ヶ致出情」となし、帶刀の「訳合も相立候」として「完治相心得、式百両は致調達可仕候旨申談候」を「如何相心得候哉、此儀」(註、大意、以下同じ)

一、「前段之儀ニ付完治委細」郷士のものに伝えず「ただ一通り一同御用金之被仰付候間、式百両調達いた近世丹波馬路村における「両苗郷士」の存在形態(一) (岡本)

し候様申渡シ候由」であるが「右郷士之訳合相立候様、自分共心得ニ而申候儀」には「相違無之候哉、如何御答承度候、此儀」

一、「右五ヶ条之趣」右六人の者共へ「答書いたし候様申渡し候処、一向答之儀、不調法の者故、相分り候様答も難致」としているがこの訳は「何茂此度之御用、是非〳〵相勤間敷存候故、左様申儀ニ候哉、面々身分之儀、一向相分り、答もいたし難き段、不得其意候、右御用相勤間敷存寄ニ而、申候儀ニ候哉、此儀答可申聞候、此儀」

右ヶ条之趣一々答可申聞候、（明和三戌年正月）

（以下文略す）

右の文書をみて両苗郷士に対する帯刀御免公認の領主の主たる意図が奈辺に置かれていたか明確であろう。それと同時に領主側からみた両苗郷士の性格なるものは、右文書「尋書」条項特に前三段において明らかのように、いわば旧族的な郷士も時の領主の意図によつてはいわゆる「献金郷士」的性格のものとして考えられていた点に注意せねばならない。

以上によつて明らかな如く、両苗郷士は領主杉浦氏支配のその当初から、前記人見氏などの一部の者が杉浦知行地における地方役或は地方支配役を任せられ領主権力に直接結びつくとともに、また他の大部分の両苗郷士は、帯刀御免の特権を許され、村方取治め知行所御用を勤め、郷村における彼等の権威と身分的地位の優越性を更に高め得たものである。しかしながら、帯刀御免の公認に対する領主の主たる意図がそうであつたが如く、杉浦氏

の両苗郷士に対する嚴重かつ度重なる御用金調達は、彼等をして少なくとも窮地に追いやりはやくも帯刀御免辞退願一件なるものを生ぜしめている。先の文書にみるように、御用金調達のその赦免願の出されているのは明和三年正月のことであるが、続く翌四年四月に「近年者私共一統困窮仕り、当時ニ而者中々帯刀杯可仕身元ニ而無御座、時節とハ乍申誠ニ不外聞之帯刀、面目茂無御座仕合奉存候、依之、何卒此上者蒙御憐愍、無難ニ百姓仕度而已ニ御座候間、先年私共江被下候御許狀暫ク指上、帯刀辞退之儀一統奉願上候」と帯刀辞退願が行われたものである。この願は明和七年に至つて帯刀仲間四二名中九名のみ残り、三三名が帯刀辞退を容れられたものであった。

ところで、この一件は対領主關係或は対郷村關係において、両苗郷士にとり重大な意味をもつところのものであった。すなわち、このことは、帯刀御免辞退の理由として、勿論杉浦氏の御用金調達の過重からのがれることにもあつたが、実は見逃し得ない他の理由として、杉浦氏の平百姓の帯刀身分取立てに対する両苗郷士の不満が重要な理由となつていたと考えられることである。商品貨幣經濟の發展とともに上昇したつた一部平百姓が、領主杉浦氏の財政的窮迫に対し、過分の用達をなすことによつて帯刀身分を獲得し、領主をして両苗郷士と身分上同格同列を主張せしめたようなことが、両苗郷士の領主に対する不満となり、それがこの一件として一つは現われたものと考えられる。安永二年の文書に「近年小百姓之内三人、少々用金相働候者、京役人申取持を以、帯刀被差免候、両苗之者も過分之金高、都合八百両余用達相働置候得者、旁以意内難相濟候ニ付、明和五子年困窮を申立、両苗一同御断申候得共」云々とあり、また同年の別の文書に領主側より「小番組のもの共三人、地頭も帯刀差免置候ハ、両番組帯刀人一同格同列に致すべき筈」云々とあることによつて窺うことが出来る。この一件を境として、上昇してきた平百姓と両苗郷士との対立が表面化し、また一部を除いた両苗郷士と領主との

対立が、先に少しく触れている享保年中の両苗屋敷地一件にかかわる両者の潜在的感情の対立も手伝つて、漸次表面化していったものであった。ところで、平百姓との対立についての詳論は続稿において論ずるところである故、ここでは、彼等と領主との対立が、それではどのような形でなされたかを問題としよう。

こうした問題をみるに当つて、幕末におけるいわゆる「両姓（両苗）一件」なる事件の存したことを挙げねばならない。これは領主杉浦氏が、右の帯刀辞退願一件などにみられる如き両苗郷士の気ままをいさぎよしとせず、また享保年中の両苗屋敷地一件の悪感情もあつて、遂に幕末に至り両苗郷士の郷士としての身分を完全に否認する挙に出たため、両苗郷士は彼等の由緒ある郷士としての身分擁護のために、多人数をもつて京都に登り、一橋中納言、老中稲葉氏、京都所司代或は東本願寺門跡等にその支援を頼む運動をなしたことが、ますます領主杉浦氏との対立を複雑にし、遂に京都町奉行の介入するところとなつた事件である。すなわち、事件の具体的な内容は次のようなものであった。（元治元年「東御奉行小栗下総守殿、同年「杉浦」於御役所ニ御尋差縄返答手続書」より口上書）

領主杉浦氏が、両苗郷士の郷士身分の否認理由と両苗郷士の郷士身分の擁護運動阻止についての東本願寺門主に宛てた文書によれば、彼等は「延享年中地方家来人見团右衛門と申者依願一苗字帯刀差許し、人見中川相名棄罷在」るが、彼等は「往古郷侍之筋目有之杯と申唱候へ共、元祿度不残平百姓ニて、御代官小堀仁右衛門殿御引渡ニ相成候」ものであり、また「弥来今以宗門人別帳も苗字認不申候」ものであるから「郷士相立度目論見仕一多人数上京」して「貴御殿にも願立仕、所々御引立ニ可相成哉ニ被承及候」、しかし「如可様之願筋仕候とも御取上ケ被下間敷候」と主張されている。こうした杉浦氏の言い分に対し、町奉行所への「返答寛」による両苗郷士の言い分は次のようなものであった。「馬路村之儀、御代官小堀仁右衛門殿元祿十一年五月中、杉浦内蔵允

殿へ御引渡し之節、收納之儀者、百姓ニ而御引渡と相成候哉も難斗、しかし「両苗之儀者、元々郷士、既ニ万治三年御奉行五味備前守殿より茂、御裁許書ニ人見中川と御認ニ而被下置、元祿之後享保度江戸表於御評定所被仰渡候廉も有之、且両苗郷土御調之儀者、右年中寛政度天保度御改革之度毎御調在候へは、收納御引渡ト郷土之廉は、別々之事之様ニ相心得居申候事」「右之次第ニ付、收納并村用之儀ニ有之候得ば、地頭も彼是申立候儀も尤と存罷在候事」、しかし「郷土身分を彼是申立候は、地頭心得違之様ニ存罷在候事」といい、また地頭より帯刀の許されたのは、延享年中人見田右衛門より、「御地頭家来無数、勤番被申付候哉」も知れないから、然るときは、「郷土帯刀」にては差支えもある故「地頭帯刀」御免を出願してはと相談があり、一統の者これを然るべしと承知いたしたのである。ところが、その後一統相談した結果「元々帯刀之身分」である故、「地頭帯刀」は不承知の旨申立てる者が多く、よつて「難渋と申立」、「地頭帯刀」を断つたものである。とにかく、地頭は勝手氣儘に時には「帯刀ニ而呼出し」、時には「土百姓ニて呼出し」たりして、「自儘之取斗」をなす故、われわれ「一統寄服不致」、しかも地頭より「此度、両苗之者郷土立度旨とて四十人之余徒党致候杯と申立」てているのは「不埒之事」である。何分地頭の申立ては、自儘のように考えられるから、この点御賢察願いあげたいというが両苗郷土側の主張である。

以上、いわゆる両姓（両苗）一件なるものの、その事件の具体的な内容について、両苗郷土の郷土身分にかかわる領主杉浦氏と両苗郷土との両者の言い分をみてきたが、この事件において、次のような点を知ることが出来る。すなわち、まず苗字帯刀御免の特権を有する郷土身分なるものは、本来領主の公認とその保証のもとにあると考えられ、従つて郷土の領主に対する関係は、身分的に一方的屈從的な支配関係に置かれており、郷土が自己の郷土身分について、領主と争論するようなことはあり得ないことと考えられる。しかしながら事實はこれに反し、

杉浦氏支配下における両苗郷士は、自己の郷士身分をめぐって領主と対立抗争したものである点に注目せられよう。領主杉浦氏が両苗郷士へその帶刀御免の特権を彼等の利用、主として御用金調達のための代償として公認したとしか考えておらず、元禄十一年幕府代官より馬格村を新しく継いださい、彼等を平百姓としてうけついでとされているのであるが、こうした領主杉浦氏の考えに対して、両苗郷士は元禄十一年幕府代官より杉浦氏に馬路村を引渡し、さい、收納の儀は平百姓にて引渡したかも知れないが、両苗の儀は元よりの郷士であつて、この收納引渡しと郷士の点は別個の問題であり、従つて領主杉浦氏が收納並びに村用のことであればともかく、郷士身分をとにかく申すのは杉浦氏の心得違いであると批難し、また領主よりの帶刀御免を辞退したのは、元よりの帶刀身分、「郷士帶刀」である故、「地頭帶刀」を「難渋」と申立てて断つたのであるとされている。この点は先に述べた両苗郷士の帶刀御免辞退願の理由とその趣を異にしているが、辞退願の理由は先述の場合が事実を物語るものであつて、ただ彼等の帶刀辞退願の拳に至らしめた、こうした行動の裏にこのような「郷士帶刀」「元よりの帶刀之身分」を強く意識されていたものと考えられる。そしてこうした意識が強く存在していたからこそ、彼等は現実において「地頭帶刀」の公認が、少なくとも郷士身分のより權威づけとなり、郷村における身分的優越性の誇示に役立つと考えていても、敢えて「地頭帶刀」を辞退したものであり、そして領主より郷士身分を全面的に否認せられるや否や、彼等は領主の処置を「自儘之取斗」、「不埒之事」と開きなおり、自己の郷士身分を強く主張するとともに領主に対し「一統寄服不致」と対立關係に敢えて立つたものであらう。このようにいわば領主権力に対し、郷士身分をめぐつて抗争をなした丹波馬路村における両苗郷士の存在には極めて注目するに値しよう。かかる事情の存在を許した一つの理由としては、直領、藩領、旗本領、寺社領、禁裏領等極めて細分化さ

れ、入組んだ領有の支配關係に置かれていた丹波地域の特殊性、また領主杉浦氏の財政的窮乏化、幕末における政治的不安定などとともに、更には、領主杉浦氏の江戸居住による在地性の乏しさ、或は杉浦氏が領主であつたとはいえ、大藩領主に比すれば一介の旗本領主にすぎないという、本来的な封建領主権力の弱さなどに歸せらるべきであるが、他方在地土豪として中世來存在し來つた人見・中川両苗郷士の根強い在地勢力の強さにあつたとも考えられよう。

〔附記〕 以上、両苗郷士の存在形態として、ここでは主に二つの点につき述べてきた。すなわち、注目すべき一つは彼等両苗郷士は、郷士集團の仲間組織をつくり、彼等仲間の自己規制―その主眼は郷村における郷士身分の優越性保持の手段―として種々な規約を設けていた点をまず明らかにし、次いで近世中期以降、地頭杉浦氏と両苗郷士の間における郷士身分にかかわる對抗關係の存在という注目すべき点の二つについて述べてきたわけである。然らばこうした両苗郷士が、郷村にあつてどのような姿態、關係に立っていたか、換言すれば、彼等のよつて立つ經濟的基盤の具體的様相はどのようなものであり、またいわゆる村落共同体組織のうちどのような關係におかれていたかなどの点が次に問題にされねばならないであらう。具體的に言つて、馬路村においては、彼等両苗郷士が村高千五百二十石余のうち千三百十三石余を両番高或は両苗高とも称し、これを支配していたとなす彼等の近世における土地所有關係、生産形態の具體的内容、幕末においてもなお存した両苗郷士に「隨身」せる「仲間（中軒）八十三家」「家來筋」「出入」なるものの身分隸屬關係の存在とその実態、郷村における一般平百姓（小者）との身分・階屬關係、それらのものとの抗争關係等論じて少なくとも興味ある問題が残されているが、これらの諸点は、慶応四年山陰鎮撫總督西園寺公望に従つた両苗郷士の明治維新における役割とその意義の問題と併せ、紙幅の都合上統稿において御報告申しあげることとしたい。